# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

明石市水道局より大切なお知らせ

# 2 0 1 9 年 1 0 月 1 日 よ り 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 制 度 は 5 年 ご と の 更 新 が 必 要 に なります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、 「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- ●指定の有効期間が従来の無期限から<u>5年間</u>となります。
- ※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、 初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1~H11.3.31	2020年9月29日まで
H11.4.1~H15.3.31	2021年9月29日まで
H15.4.1~H19.3.31	2022年9月29日まで
H19.4.1~H25.3.31	2023年9月29日まで
H25.4.1~R1.9.30	2024年9月29日まで

更新については、対象となる 指定給水装置工事事業者さま 宛に、**ダイレクトメールにて 通知をします。** なお、郵便の不着や未更新の 方への**再通知はいたしません。** 

- ●指定更新の要件は<u>水道法第25条の2(指定の申請)</u>に準拠
- (1)給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
  - ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

## ●更新申請に必要な書類

- 様式第一号及び第二号
- ·機械器具調書
- ·<u>定款</u>及び<u>登記事項証明書</u>(法人) 又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類 (<u>免状</u>又は<u>技術者証</u>等)

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に準拠した適正な運営基準について確認を行います

- i. 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii.業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- iii. 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ◎4項目確認資料(参考)

- ・講習会の受講修了証等
- ·外部研修の受講実施履歴等 ※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び 配管技能の資格の有無(参考)

◇更新申請についてのお問い合わせは 明石市水道局給水係 TEL:078-918-5067